CoderDojo Mito　会則

（名称）

第１条　この団体の名称は、「CoderDojo Mito」（以下　本会）とする。

（目的）

第２条　本会は、「誰でも気軽に参加できる無料のプログラミングクラブ」であり、水戸市周辺の子供たちに気軽にプログラミングに触れる機会を提供することを目的とする。

（事務局）

第３条　本会の事務局は、会長宅に置く。

（活動内容）

第４条　本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

・月1回のプログラミングクラブ活動CoderDojo Mitoの開催

・プログラミング教材作成

・ホームページなどでの情報発信

・チラシ・口コミなどでの周知活動

（活動場所）

第５条　シェアオフィスSSS（水戸市笠原町）を中心に、水戸市内の各種会場を利用し活動を行う。

（組織）

第６条　会員の中から以下の役員を選出し、任期は２年とする。

　（１）会長　１名

　（２）副会長　1名

　（３）会計　1名

（会議）

第７条　会議は随時開催する。年１回総会を開催する。

（経費）

第８条　経費は寄付及びスポンサーからの支援、会員からの持ち出しにより賄い、会費は徴収しない。

・経費が発生した場合は、経費精算申請表にて申請を行い、会計担当者の判断により清算を行う。

・申請の内容が、対外的に説明が付くと判断された場合のみ、清算することが出来る。

・必要に応じて経費精算基準を運用チーム内で検討する。

（会計）

第９条　会計年度は４月１日に始まり翌年３月３１日をもって終わる。

附則

・この会則は平成２８年１２月３日から施工する。